

別表 1 (実施基準)

I 経営体育成対策

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地 所有 適格 法人 育成 促進	(1) 農地所有適格法人 経営発展支援 地域農業の中心 的な役割を担う農 地所有適格法人の 経営発展を図る。	補助	【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内) 【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内) 【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (4.5/10以内 ※2 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械1/3以内) ※1 就業環境整備を単 独で実施する場合の事業 費範囲は、1,000～5,000 千円 ※2 直売及び地域食材活 用飲食施設整備は、一般 地域 3/10以内、中山間 地域 1/3以内	農地所有適格法人が、経営の規模 拡大、6次産業化及び園芸等複合化による 経営改善計画等の達成や、地域営農 体制の再編・強化を図るために必要な 機械・施設の整備等 ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等 により、規模拡大を図るために必要な 機械・施設 イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6 次産業化を図るために必要な施設 及び調査・販売促進活動等 ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複 合化を加速的に進めるために必要 な機械・施設 エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地 域営農再編・強化計画の実践に必要 な施設 オ 就業環境整備 法人就業者の確保・定着のために 必要な就業環境施設	・農地所有適格法 人 ※2 ※2 農業に常時従 事する者を1名 以上雇用してい る3戸未満の農 地所有適格法人 を含む。 また、直売及び 地域食材活用飲 食施設整備にお いては、3戸未満 の農地所有適格 法人(常時従事者 が3名以上おり、 かつ、常時従事者 のうち2名以上 が構成員である こと)を含む。

採 択 基 準
<p>1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。</p> <p>(2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。 イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。</p> <p>(3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。 なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。</p> <p>(4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。 ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。 イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。 (ア) 生産コストの低減 (イ) 販売額の向上 (ウ) 自動化・省力化 ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。 エ 導入する機械・施設は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。</p> <p>2 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。</p> <p>3 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。 (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。 (2) 経営体の売上増加が見込まれること。</p>

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地所有適格法人育成促進	(1) 農地所有適格法人経営発展支援 地域農業の中心的な役割を担う農地所有適格法人の経営発展を図る。	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) 	<p>農地所有適格法人が、経営の規模拡大、6次産業化及び園芸等複合化による経営改善計画等の達成や、地域営農体制の再編・強化を図るために必要なリース用機械・施設の整備</p> <p>ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等により、規模拡大を図るために必要な機械等</p> <p>イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6次産業化を図るために必要な機械等</p> <p>ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複合化を加速的に進めるために必要な機械等</p> <p>エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地域営農再編・強化計画の実践に必要な機械等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(農地所有適格法人)</p>

採 択 基 準
<p>1 借受者の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。</p> <p>(2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。 イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。 <p>(3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。 なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。</p> <p>(4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。 イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 生産コストの低減 (イ) 販売額の向上 (ウ) 自動化・省力化 ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。 エ 導入する機械等は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。